

Ⅲ 社会教育

1. 社会教育

(1) 社会教育の振興方針

平成13年7月、社会教育法の一部が改正され、社会教育と学校教育との連携や家庭教育への配慮が定められました。さらに、平成18年12月には教育基本法、平成20年6月には社会教育法が改正され、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力がうたわれることとなりました。家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されるなかで、学校を核としながら、家庭、地域と密接に連携をとり、地域の教育力を向上させることが目標にされたといえます。

教育委員会は、家庭教育支援、学校支援を推し進めるとともに、社会教育施設の整備、学習情報の提供・学習相談を実施しながら、平成19年10月に開講した市民交流大学事業を中心に据えて「生涯学習からはじまるまちづくり」を推進し、地域の教育力向上に努めるものとします。

①家庭教育の振興方針

家庭教育は、本来、親の責任と判断において行う教育であり、すべての教育の出発点です。家庭は社会の基礎単位であり、子どもの個性や社会性を伸ばす上で大切な役割を担っています。親は、家庭を大切に、家庭教育の持つ社会的意義について認識を深め、子どもの望ましい基本的な生活習慣や生活能力、心情や態度の育成について計画的かつ継続的に努力することが必要です。

教育委員会は、家庭教育の向上を図るため、親が学習する機会や、親の悩みや不安を相談するための機能を充実するものとします。

(推進項目)

ア 親がふれあいを深め、話し合いを十分行い、子どもの特性や心身の発達段階に応じた家庭教育を進めることができるよう子育て環境を整備します。

イ 学校や地域社会との連携を密にして家庭教育の効果を高めるとともに、子どもも親もともに地域活動に参加できるようにします。

ウ 地域学習館や図書館等の社会教育施設等において、家庭教育講座の開催、子育ての相談、家庭教育情報の充実を図り、家庭教育を支援します。

②青少年教育の振興方針

青少年教育は子どもの成長過程に応じ、心身の調和のとれた発達を促し、生涯にわたり自己形成を進める意欲と能力を育て、社会人として自立していくよう支援するものです。

教育委員会は、青少年の様々な学習体験の場と機会を確保してその活動を奨励するとともに、心身ともに健全な青少年の育成に努めるものとします。

(推進項目)

ア 家庭、学校及び地域社会が連携して、青少年の多様な能力や適性を伸ばし、物事を自ら進んで考え実行し、そこに楽しみを見出すように導きます。

イ 障害者、外国人等すべての人との共生社会をめざすため、人権尊重意識を育てます。

ウ スポーツ活動を通じて健康、体力づくりを推進するとともに、芸術・文化活動、野外活動等を通じて情操を豊かにします。

エ 異年齢間の青少年で構成する集団活動を奨励し、交流を通じて望ましい人間関係や社会性を育てます。

オ 正しい勤労観や職業観を身に付け、将来の社会人としてより良い生き方を学び、自らの進路を選択できるようにします。

カ ボランティア活動、地域活動、勤労体験活動、国際交流活動等の多様な社会参加型の生活体験活動に参加する機会を整え、有為な社会人となるよう資質を養うようにします。

③成人教育の振興方針

急激に変化する現代社会において、生活を営む上での多様な課題を解決するためには、自己実現のための生涯にわたる継続的な学習が必要です。また、少子高齢社会の進展のなかで、市民の連帯意識を基盤とした安全・安心・快適な地域社会をつくるためには、生涯学習を出発点とする市民主体のまちづくりが求められています。

教育委員会は、多様化かつ高度化した市民の要求に対応できるようにするため、成人教育機能の充実、学習環境の整備、教育機関相互の連携を進めるとともに、成人教育団体の活動を奨励し、支援するものとします。

(推進事項)

ア 市民交流大学、生涯学習推進センター等の機能を整備し、学習機会及び学習情報の提供並びに学習相談体制を充実します。

イ 生涯学習のネットワークを構築し、市民の生涯学習を総合的、広域的に支援します。

ウ 高等教育機関との連携のもとに市民に高度で専門的な学習機会を提供します。

エ 学習の成果が個人にとどまらず、広く地域社会に生かせるよう機会の提供に努めます。

オ PTAをはじめとする社会教育関係団体が、自主的な学習活動を積極的に行い、地域の成人教育を推進するとともに、学校や諸団体と協力して子どもの学習環境の整備と健全育成に努めることができるよう支援します。

カ 勤労者が変化の激しい社会や経済環境に対応できる能力を身に付け、その向上が図れるよう各種の教育機関の利用環境を整備します。

④高齢者教育の振興方針

高齢社会において、高齢者が学習を通じて心の豊かさを養い、生きがいを見いだせる社会環境を作ることが必要です。

教育委員会は、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実した生活が過ごせるよう多様な学習機会を提供するとともに、高齢者が生きがいをもって社会の一員として活躍できるようボランティア活動をはじめとする社会参加活動を促進し、そのための条件整備を進めるものとします。

(推進項目)

ア 高齢者の能力、健康、体力、社会経験の違いなどを考慮して多様な学習機会を設け、その経験や能力を社会に還元できるよう努めます。

イ 学習、スポーツ、趣味等に関わるグループや個人が地域社会での交流を深めるとともに、高齢者の社会参加を奨励します。

⑤市民体育の振興方針

体育・スポーツ活動は、市民の健康な生活を築き、市民相互の交流を深め、明るく豊かな地域社会を形成していくために、極めて重要です。

教育委員会は、日常の市民生活の中に体育・スポーツ活動が定着するよう、積極的に体育・スポーツ活動を奨励、支援し、条件整備に努めるものとします。

(推進項目)

ア スポーツを市民生活の中に定着させ、市民の基礎体力の向上と健康維持を促進します。

イ 体育・スポーツ施設を計画的、体系的に整備します。

ウ スポーツ教室の開催、スポーツ相談の充実、体育団体の育成、指導者の養成、協議会の開催等を通じ、体育・スポーツ活動の定着と質的向上を推進します。

⑥芸術・文化活動の振興方針

芸術・文化活動は、市民生活に潤いを与え、自己の向上を図り、市民相互の交流を深め、連帯感を養う上で大きな役割をもつ活動です。

教育委員会は、市民の芸術・文化活動を広く奨励、援助するとともに、郷土に伝わる文化財を保護し活用することにより、郷土の理解と郷土愛の育成に努めるものとします。

(推進項目)

ア 芸術・文化に対する市民の関心や創意を高め、その多様な活動を支援します。

イ 公演、展示、鑑賞、創作などの活動の施設や機会を充実し、指導者の養成や各種情報の提供などにより、自主的、創造的な文化活動の普及に努めます。

ウ 市民が伝統文化に親しみ、参加できる機会を提供するとともに、文化財保護思想の普及、啓発を行い、文化財の愛護に努めます。

(2) 生涯学習推進計画

立川市では、自ら学習し、生きがいのある人生を送ろうとする市民の高度化かつ多様化した学習意欲にこたえて、生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、平成4年に「立川市生涯学習推進計画」を策定しました。この計画で「生涯学習社会の実現」に向けた「生涯学習は子どもから」、「生きがいめざす楽しい学習」、「ふれあいで新しい生活創造へ」、「生涯学習情報の提供」、「生涯学習推進組織の整備」の5項目の目標を掲げ、これを具体的に推進するための方策を体系化しました。その後、計画年度の終了にともない、基本的に第1次推進計画を継承し、生涯学習センターの整備や市民大学の検討、NPOの活用など、21世紀における市民主体の生涯学習社会の実現をめざした「立川市第2次生涯学習推進計画」を平成12年6月に策定しました。この「立川市第2次生涯学習推進計画」の計画年度が平成16年度で終了するのに伴い、平成15年度から、生涯学習推進審議会に「立川市第3次生涯学習推進計画」の策定に向けて諮問するなど策定準備に着手し、平成17年8月に市民交流大学構想を中心とした「第3次生涯学習推進計画」

を策定しました。この計画に基づき平成19年4月に生涯学習推進センターを設置し、平成19年10月には市民交流大学の開講や公民館の地域学習館への転用等を行い、「まちづくり・ひとづくり」につながるよう市民の生涯学習への参画を図り、市民による生涯学習社会の実現をめざしています。

①生涯学習施策の目標

<1>生涯学習はこどもから

(生涯学習の基礎づくり)

ア 家庭教育を担う親を対象に、子育て支援や子どもの権利・人権等についての学習機会の充実を図ります。

イ 学校教育期も生涯学習の一時期ととらえ、その基礎づくりの場として充実を図ります。

ウ 「生きる力」を育むために、地域で自然や郷土文化に親しむ機会や、生活体験などの機会を多くします。

エ 完全学校週5日制に伴い、家庭・学校・地域がいっそう相互連携を強化するように、教育機能の充実を図ります。

<2>生きがいをめざす楽しい学習

(学習の場と機会の整備)

ア 市民の多種・多様な学習ニーズに応え、市民に分かりやすく学習の機会を提供するために、市民と行政の協働のもとに体系的に学ぶことのできる市民交流大学により、各部署が開催する講座・教室の調整・連携を行います。さらに、高等教育機関、民間教育機関などとの連携をすすめます。

イ 市民の主体的な学習の高まりに応じ、生涯学習事業の計画・実施・調整と学習情報の収集・提供、学習相談、学習プログラムの開発などの市民の学習活動の支援機能をもつ生涯学習推進センターの整備と、生涯学習の場として公民館を転用し設置した地域学習館の市民との協働による管理・運営に向け取り組みます。

ウ 市民のだれもが自ら学びたいときに、「いつでも」「どこでも」「なんでも」学べるような条件を整備します。このため、初心者が入門しやすいものから、高度な内容のものまで多種・多様な学習機会を設けるとともに、学習を奨励する方策を用意します。

エ 近隣市町村及び国・都とのネットワークや役割分担を明確にし、学術・文化・産業ネットワーク多摩や、市内や近隣の大学、高等学校、技術専門校、民間企業、民間団体、カルチャーセンターなど生涯学習関連機関との連携を推進します。

<3>ふれあいで新しい生活創造へ

(いきいき地域活動)

ア 市民の自主的な地域活動を支援する拠点施設として、生涯学習推進センターと、公民館を転用した地域学習館を整備し、地域活動の活性化を図ります。

イ 生涯学習市民リーダー制度や生涯学習ボランティアなど、学んだことを地域で生かせる活動の場を整備します。

ウ 市民が中心のまちづくり、ひとづくり活動を推進するための学習機会を提供し、学習成果を

地域で生かすことにより、新しい立川文化の創造をめざします。

エ 地域に根付いた伝統文化を継承し、立川市にゆかりのある歴史的文化財の保護・保存に努めます。

< 4 >生涯学習情報の提供

ア 生涯学習情報の提供は、I Tを活用した生涯学習情報システムを構築し、施設予約や講座情報の提供を行っています。今後、このシステムのさらなる向上を図ります。

イ 市民の多種・多様な学習相談に答えられるような相談体制を整備します。

ウ 情報の提供及び相談体制に市民参画の仕組みを取り入れます。

< 5 >生涯学習推進組織の整備

ア 市民の生涯学習を推進するため、市民交流大学をはじめ、生涯学習推進センターや地域学習館の運営に市民参画型の組織を整備します。

イ 市民交流大学企画運営委員会で、市民交流大学の企画・調整を進めながら生涯学習の推進を図ります。

②施策の体系

